2-22　知的財産

分子科学研究所では，外部委員を含めた知的財産委員会を構成し，特許出願，特許権の帰属等に関する審議を行っている。

法人化によって知的財産の研究機関による保有が円滑に行われるようになり，独創的な技術や物質開発に対する権利が相応に保証されるシステムが確立してきたことと知的財産権の保有に対する評価が根付いてきたこともあって，研究所に於ける特許申請件数は増加している。内容は，基礎研究から生まれた新しい材料の創成，光学的あるいは電気的デバイスの開発，さらに，小型大出力セラミックスレーザーの開発関連など多岐にわたっている。この中には，企業との共同出願も含まれている。これらを基にした企業との共同研究も盛んであり，基礎科学の成果が企業を通して社会に還元される道を作っている。平成17年度の特許申請件数は，個人有としたもの２件，機構有としたもの15件（出願13件）であったが，18年度は，個人有１件，機構有６件（実出願５件）であった。審査は，年４回行われている。